

各種契約書の書式

(参 考)

選挙運動用自動車 運送契約書

発注者(候補者) を甲とし、請負者(一般乗用旅客自動車運送事業者)  
を乙として、甲乙両当事者間において、平成30年  
4月15日執行の仙北市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり運送契約を締結する。

- 1 乙は、甲に対して、次に掲げる運送を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。  
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により仙北市に帰属すること  
とならない場合においては、条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち、条例  
の定める金額を仙北市に対し請求するものとする。

- (1) 車 種 \_\_\_\_\_  
(2) 登録番号 \_\_\_\_\_

- 2 運送 (選挙運動用自動車の使用) 期間は、  
平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

- 3 請負代金は、1日につき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額  
金 \_\_\_\_\_ 円)とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 月 日

発注者(候補者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

請負者 住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印

備考

- 1 自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運送していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 請負者が仙北市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

選挙運動用自動車 賃貸借契約書

賃借人(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、賃貸人 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、平成30年4月15日執行の仙北市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃貸借料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により仙北市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を仙北市に対し請求するものとする。

- (1) 車 種 \_\_\_\_\_  
(2) 登録番号 \_\_\_\_\_

2 自動車の賃貸借期間は、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までとする。

3 賃貸借料は、1日につき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

賃借人 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

Ⓜ

賃貸人 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

Ⓜ

備考

- 1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 賃貸人が仙北市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

選挙運動用自動車 燃料売買契約書

買主(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、売主 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、平成30年4月15日執行の仙北市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により仙北市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を仙北市に対し請求するものとする。

(1) 燃料の種類 \_\_\_\_\_

(2) 期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 売買代金は、1リットルにつき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額金 \_\_\_\_\_ 円)とする。ただし、総契約量 \_\_\_\_\_ リットル、総額金 \_\_\_\_\_ 円の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 月 日

買主 住所

氏名

Ⓜ

売主 住所

氏名

Ⓜ

備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が仙北市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。

## 選挙運動用自動車 運転手雇用契約書

雇用人(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、被雇用人 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、平成30年4月15日執行の仙北市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により仙北市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を仙北市に対し請求するものとする。

2 運転手の雇用期間は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとする。

3 報酬の額は、1日につき金 \_\_\_\_\_ 円とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

雇用人 住所

氏名

Ⓜ

被雇用人 住所

氏名

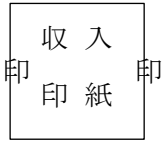
Ⓜ

### 備考

1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 運転手(被雇用人)が仙北市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

※条例・・・仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。



## 選挙運動用ポスター作成請負契約書

発注者(候補者) \_\_\_\_\_ を甲とし、請負者 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、平成30年4月15日執行の仙北市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| (1) 規格 | _____ cm × _____ cm        |
| (2) 数量 | _____ 枚                    |
| (3) 納期 | 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |

2 請負代金は、1枚につき金 \_\_\_\_\_ 円(うち消費税及び地方消費税額金 \_\_\_\_\_ 円)とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により仙北市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を仙北市に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

Ⓜ

請負者 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

Ⓜ

### 備考

- ポスター作成業者(請負者)が仙北市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- ポスター作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。